



ストップ・ザ・違法車両！

～特殊車両・過積載の取締りを実施します～

道路を利用するには、車両運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。また、一定の大きさや重さを超える車両を通行させるときは、道路管理者の許可を受ける必要があります。

しかし、無許可の特殊車両や過積載など重大事故につながる恐れのある車両は依然として多く、これら違法車両を排除するために、長岡国道事務所・長岡警察署が合同で取締を実施します。

1. 日時 平成27年10月7日(水)14時から16時まで
※雨天時は中止する場合があります。
2. 場所 一般国道8号 宮本除雪ステーション
(新潟県長岡市宮本1丁目地先)
3. 所轄警察署 長岡警察署
4. 取材について
当日の取材は可能ですが、事前に下記まで連絡をお願いします。

※ 報道解禁時間は、取締りの終了後にお願いします。

お問い合わせ先 : 【特殊車両の通行許可に関することについて】
国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所
管理第一課長 酒井 好明 [電話] 0258-36-4552 (内線431)
[FAX] 0258-36-4660
長岡維持出張所長 干場 良信 [電話] 0258-33-4690
[FAX] 0258-36-1689

【過積載に関することについて】
新潟県 長岡警察署 交通課 [電話] 0258-38-0110

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所
〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン <http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
携帯電話 <http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



◎ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

➤ 下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて 最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

取締り場所

